

川崎市総合評価落札方式の試行方法（ガイドライン）の改正について

平成 21 年 4 月 1 日付けで、総合評価一般競争入札試行要綱が改正されたことに伴い、川崎市総合評価落札方式の試行方法（ガイドライン）を改正しました。

主な改正点は次のとおりです。ガイドライン本文は川崎市ホームページ「入札情報かわさき」契約関係規定のコーナーに掲載しますので、そちらをご覧ください。

試行する総合評価落札方式の種類に「標準型」を加えたこと（1 ページ）

標準型は、技術的な工夫の余地や効果が大きい工事において、発注者が示す標準的な仕様に対し、施工上の工夫等の技術提案を求めることによって、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する工事に適用します。この技術提案項目とその提案に係る施工計画等を含んだ技術的能力、施工能力及び信頼性・社会性といった価格以外の要素を評価し、この価格以外の要素と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定します。（7 ページに実施フローを掲載しました。）

加算点の範囲を広くしたこと（2 ページ）

標準型の導入により、加算点の範囲が 10 ～ 80 点（旧 10 ～ 30 点）となりました。

標準型の評価分類を加えたこと

標準型の評価分類として、「技術提案」を加え、「総合的なコストに関する提案」「工事目的物の性能に関する提案」「社会的要請に対応した提案」の 3 つを評価項目としました。（3 ページ）

その他、要綱の改正に伴い、様式の変更を行っています。